

● 新規就農者の育成・確保について

岐阜県では新規就農者の育成・確保に重点的に取り組んでいます。

インターネット上で一元的に就農関連情報を提供する「ぎふ就農ナビ」の開設、就農相談活動の他、就農支援研修を実施しています。研修では、農業の基礎知識を夜間に座学で学ぶ「農業やる気発掘夜間ゼミ」、農業大学校で4ヶ月間、基礎知識・技術を学ぶ「農業で夢再発見研修」、農業者の元で原則1年間、技術・経営を学び就農準備を行う「あすなろ農業塾」などを実施しています。

新規就農を志す方に対して、こうした取組をご案内頂ければ幸いです。

● 農地の利用集積のすすめ!

担い手への農地の利用集積は、効率的・安定的な農業経営において有効であり、将来にわたり農地を利活用していくために欠かせないものです。

本県の認定農業者等の担い手への集積面積は、平成19年3月実績で11,933ha(全国1,976,000ha)と、全農用地面積の約2割(全国約4割)に留まっています。

冬期の間に、規模拡大のための、農地の利用集積について地域で話し合ってみませんか。

なお、詳しい内容は、同封の「農地の賃貸・売買と農作業受委託」のパンフレットをご覧下さい。

問い合わせ先 岐阜県農政部農業振興課(山田、足立、田畠)

TEL:058-272-1111内線(2664, 2665)

● 適正な食品表示について

食品表示については、賞味期限の改ざんや期限切れ食品の再利用、食肉の産地や銘柄の表示偽装など様々な問題が各地で相次いで発覚しております。食品の表示に関する法律には、JAS法と食品衛生法がある他、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、不正競争防止法など、多くて複雑です。

しかしながら、食品表示は消費者と食品を繋ぐ重要な情報であり、万一事故が生じた場合には、原因究明や製品回収などの措置を迅速、的確に行うための手がかりともなります。

漬物など簡易な農産物加工食品でも、朝市や直売所などで販売する場合にはこれら法律を遵守する必要があります。このため、適正な食品表示について分からぬ場合は、必ず各法律の表示担当機関にご相談願います。

問い合わせ先 岐阜県農政部農政課(木村、中西)

TEL:058-272-1111内線(2826)

● ぎふアグリ・マネジメント・スクールのお知らせ

岐阜県担い手育成総合支援協議会では、担い手の方の経営能力の向上や経営改善のために「知って得する農業者の税金」「パソコン農業簿記」の講座を行いますので、是非ご参加下さい。

なお、詳しい内容は、同封の講座案内をご覧下さい。

編集
後記

「偽」今年の世相を漢字で表すとこうなるそうです。「ひき肉」「白い恋人」「赤福」「大阪の高級料亭」更には、「年金記録」「ゴルフ接待」等。消費者の目が光る!!

第3号

平成19年12月25日発行



●編集・発行
岐阜県担い手育成総合支援協議会
住所 岐阜市薮田南5-14-12
岐阜県シンクタンク庁舎2階
TEL 058-268-2527

● 県担い手協議会が臨時総会開催!

岐阜県担い手育成総合支援協議会は、11月19日岐阜市内において臨時総会と東海農政局長との意見交換会を開催しました。

臨時総会では、平成19年度予算の補正について決議しました。この補正内容は、県内の意欲と能力のある担い手の方の経営安定を図るために、麦・大豆等の作付拡大に必要な経費の一部を助成する担い手経営革新促進事業(事業の詳細は、次頁を参照)の実施要望に応えるために、予算の増額を行いました。

また、臨時総会に引き続き、東海農政局長を始め関係者と岐阜県担い手育成総合支援協議会の会員が「品目横断的経営安定対策」や「米政策」についての意見交換を行いました。

意見交換会では、品目横断的経営安定対策の中山間地域の面積要件緩和や集落営農における5年以内の法人化規定の見直し、過去実績の算定方法の改善等、様々な要望や意見が出ました。

最後に、東海農政局の岩元局長は、「岐阜県が抱える課題や問題がよくわかった。岐阜県の担い手の方を支援するため、制度改善に向け努力する」と述べられました。

問い合わせ先

岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜県農業会議担い手支援課(田口、堀口)
TEL:058-268-2527



東海農政局長との意見交換会

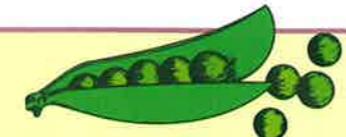
● 担い手支援策その1（担い手経営革新促進事業スタート!）

岐阜県担い手育成総合支援協議会では、品目横断的経営安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、担い手経営革新促進事業を今年度から平成21年度までの3年間実施します。この事業は次の2つの支援があります。

① 特定対象農産物の生産支援

良品質な農産物を効率的に生産しながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆の作付けをする場合、その作付拡大に必要な経費の一部を助成します。

例えば…小麦の作付拡大の場合 27,600円/10aの助成



② 担い手経営革新モデル支援

地域にモデル経営体を設置し、大規模土地利用型農業の担い手にふさわしい技術の導入・普及を推進します。モデルとなる経営体には、実証経費相当額を助成します。

例えば…3つの新技術への取組の場合 6,600円/10aの助成



この事業は、岐阜県担い手育成総合支援協議会が事業主体となり、今年度「特定対象農産物の生産支援」では84の経営体に約6千5百万円を、「担い手経営革新モデル支援」では41の経営体に約8千8百万円を当協議会から直接助成金を交付します。

今後、2月中旬までに各地域において、「担い手経営革新モデル事業」に取り組まれた経営体が成果発表会等を開催しますので、是非参考にして頂きたいと思います。

● 担い手支援策その2（新たな税制措置（農業経営基盤強化準備金）とは？）

岐阜県担い手育成総合支援協議会は、この新たな税制措置の内容及び具体的な事務手続き等を生産者に周知するために、指導機関である地域担い手育成総合支援協議会、市町村、農協等の職員に対して、12月21日に説明会を実施しました。

この税制措置の内容は、担い手が、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策などの交付金等を準備金として積み立てた場合、当該積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入する事ができる制度です。

なお、この税制措置の適用を受けるためには、青色申告を行っていることが必須の要件となります。

詳しい内容は、同封の「農業経営基盤強化準備金の事務手続きについて」及び「はじめよう！複式簿記＆青色申告」のパンフレットをご覧下さい。

問い合わせ先

岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜県農業会議担い手支援課（田口、堀口）
TEL:058-268-2527



● 平成20年産米の市町村別需要量に関する情報が示されました！

国は、来年の需要見通し819万トンをもとに、平成20年産米の需要量に関する情報を、19年産米の過剰生産を踏まえ、20年産米の需給の安定を図るため815万トンと決定しました。これを受け、本県には、12月5日に次のとおり通知がありました。

岐阜県への平成20年産米の需要量に関する情報 121,770トン

面積換算値 24,950ha



この情報提供を受け、知事は市町村別の需要量に関する情報を算定し市町村長へ12月14日に提供しました。算定にあたっては、売れる米作りを基本として、担い手が中心となった効率的な水田農業の実現、農業者、農業者団体が主体的に実施できるものとしました。この情報は、市町村長から地域水田農業推進協議会を通じ生産調整方針作成者へ提供され、生産調整方針作成者は、地域水田農業推進協議会で定めたルールに基づいて方針参加農業者別の生産数量目標及び作付面積目標を定め、通知することとなっています。

生産調整に取組み、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者には、米の生産調整のメリット措置である産地づくり交付金が交付されます。

今後、生産数量目標が示され、平成20年産の生産調整の実効性を確保するため、各地域において産地づくり交付金を活用した創意工夫ある取組みをお願いします。

● 「米緊急対策」について

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で過剰に作付られた面積が7万haあったこと等から、作況指数99でありながら、大幅に下落する状況となりました。このため、農林水産省は10月29日「米緊急対策」を決定し、次のような価格安定対策を講じました。



- ① 政府備蓄米34万トンの買入れを行い、当面市場への放出は抑制。
- ② 全農は18年産うるち米の販売残10万トン相当量を非主食用へ処理。
- ③ 20年産米の生産調整は、農協系統と行政が適切に連携して全地域で目標達成できるよう全力を挙げる。

問い合わせ先

岐阜県農政部農産園芸課（新藤、富田、吉田）
TEL:058-272-1111内線(2859)
岐阜県水田農業推進協議会（中島、臼井）
TEL:058-276-5353

